

申請に対する処分

処分名	重度心身障害者医療費助成金受給資格者証の再交付
根拠法令	奄美市重度心身障害者医療費助成規則第3条
所管課	市民福祉部福祉政策課

1 審査基準

(1) 申請を行うことができる人

受給資格者証の交付を受けている人

(2) 申請の方法

「重度心身障害者医療費助成金受給資格者証再交付申請書」を市民福祉部福祉政策課ゆうあい係に提出する。受給資格者証を破損，又は汚損した場合は，現に交付されている受給資格者証を添付すること。

(3) 許認可等の要件

ア 受給資格者証を破損，又は汚損破損，汚損し又は紛失したこと。

イ 紛失した受給資格者証を発見したときは，速やかに，返還すること。

2 標準処理時間

1日